

Title	アンドリュウ・ S・ マクファーランド著 『多元主義的体系における権力と指導性』
Sub Title	Andrew S. McFarland, Power and leadership in pluralist systems
Author	霜野, 寿亮(Shimono, Toshiaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.12 (1973. 12) ,p.105- 111
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19731215-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の生涯、パーソナリティとかかわりにおいてさらに深く探つてゐる。「自由についての二つの考え方」をこのように整理すること
は、「問題を明らかにする」ため、充分に意味のあることは疑いも
無い。ただしつぎのことに注意しておきたい。ルソーの「自由の論
理」は、啓蒙主義とともに、ロマン主義の思想圏域に引き込まれ、さ
らにカントからヘーゲル、マルクスにいたる思想系譜のなかに引き
込まれていつたということである。そこでは、自我||他者の総体と
しての共同体理念として、ルソーの思想的内実が生かされ、彼の
ambivalenceの政治が今日蘇えりつつある理由も、こうしたコンテ
クストにおいて再検討されている。それに反して、啓蒙的合理主義
者たちのモラルは、ヴォルテールのごとき「真の哲学者」の精神を
喪失し、もっぱら私的所有の正当化としての所有的自我によつて、
市民社会を「肌合いの違つた人間」社会へと転化させてしまつた。
けだし、*“Tame Obedience”* はルソーであるよりもむしろ、現代人その
ものなのである。(昭和四十八年、三二二頁、大修館書店)

奈良 和重

Andrew S. McFarland,

Power and Leadership in Pluralist Systems

Stanford University Press, Stanford, California, 1969.

xiii + 273 pp.

アンドリュウ・S・マクファーランド著

『多元主義的体系における

権力と指導性』

1

主に米国で発展してきた、地域社会における権力構造の解明をめ
ざす研究系譜には、その本性上政治学がかかえており、現代政治学
が直面している根本課題の一つが集約されて出現してきたようにみ
える。コミュニケーション・パワー・ストラクチャ研究と呼ばれる一連
の研究がまず目的とするのは地域社会の権力構造を素描すること
であつた。このために多種多様な技術が開発されてきているが、考え
方の異なる二つの技術が主要な地位を占めている。プロイト・ハンタ
ーによつて先鞭をつけられた評判法の技術は、権力者が人々の間に
持つている権力価値を指標にその社会の権力者達の形態つまり権力

構造を明らかにする。R・A・ダールが主唱する争点法の技術は、その社会にとつて重要である政策決定項目ごとに自己の意見をたびたび反映させることに成功している者を引き出して、勢力構造を明らかにする。周知のごとく、この二つの技術は、評判法が一枚岩の権力構造を見出すことが多く、争点法が多面的権力構造を見出すことが多いという特徴を持つていた。

問題はここから始まる。両技術がもたらす結果の差異には、評判法の採用者の多くが社会学者であり、争点法を採用する多くが政治学者であることが、あるいは関係するのかもしれない。また地域社会の権力構造を研究しようとする学者達が、米国の民主主義に深い関心を寄せていることと関係があるのかもしれない。確かに、

彼等のはとんどが、米国の民主主義は健全なのかそれとも崩壊してしまつたのかという問題意識を抱いている。たとえば、民主主義は未だくずれ去らずと信ずる研究者が、多面的権力構造の存在という主張に態度を向けてしまうことは、良し悪しは別としてありうることにちがいない。しかしながら、両技術の対立を考へる際に決定的に重要であるのは、評判法と争点法が権力の概念および権力構造をいかなるものとして捉えているかである。評判法は権力資源または権力の潜在的形態とみなされる権力声価の分布から権力構造を類推する。ここでは権力概念についての厳格な考察は省略されており、むしろ権力概念に融通性を付与することによつて、研究者は茫漠たる姿を示す権力現象に肉薄せんとしている。これとは逆に、争点法では権力概念に厳密性を追求することから出発する。争点法の

基礎理論を構築したダールは、権力序列の確定に不可欠である権力量の比較という作業は、各々の政策決定項目ことでなければなしえず、しかも他の変数が同等であるという条件下で初めて可能になることを主張する。

一言で述べると、両者の基本的差異は、評判法が潜在的権力に着目するのに対し、争点法は権力の行使に注目している点にある。それでは、権力構造の解明にとつて、あるいは米国の民主主義の有様を判定する手段として、われわれはいずれの技術を採用したら良いのであろうか。この問いに明快な答を出すことは難しい。なぜならば、評判法と争点法が互いに批判と反論を長期にわたつて応酬し、また両者の和解ないし整理が第三者により試みられるなかで、双方ともに欠点を補なつてあまりある固有の利点をそれぞれに有していることが明らかにされてきているからである。現在のところ、両者の二者択一的選択が許される状態ではない。無論、対立する両者を相互補完的に採用することもおかしなことである以上、この状態に安住することも我々には許されない。われわれは今まさに転機を迎えており、両者を統合する統一的技術に至急開発する必要性に迫られている。これこそは、地域社会の権力構造を解明しようとする研究者達の、そもその学問的あるいは技術論的的目的のほゞであつた。とは言ふものの、これを解決しようと思ひこむと、その社会に内在する基本的価値を明示するという、途方もなく大きな負担を新たに引き受けなければならないことが明らかにされている。この研究の初期とは異なり、いま我々は暗闇を向いた出口しかない転換機

に直面しているようにみえる。

評判法の場合、権力概念をゆるやかに規定しておくこと、権力関係に直接参与している人達から資料を求めることによつて、その社会で生起している権力現象の深部にまで照射が可能になる利点を有していると言われる。だが、かかる手続が科学的説得力に乏しい欠点を持つことも一読しただけで理解できる。争点法では権力概念は論理的に極めて緻密に構成されており、権力者を決定する技術も科学的に裏づけられている。だが、争点法には、対象とする社会にとつてどれが重要な政策決定項目であるかを決める手続が、研究者の恣意に任されている欠点がある。かような手づまり状態を背景に本書は書かれ、著者は一つの提案をしている。彼の提案はわれわれの行先を明かるく照らしてくれるのであろうか。以下、簡単に本書の内容を紹介することにしよう。

2

本書の構成は次のとおりである。

第一部 権力と多元主義

- 1 因果関係としての権力
- 2 複合的因果関係としての多元主義
- 3 説明としての多元主義

第二部 権力の構造

- 4 擬似多元主義
- 5 重大決定と項末決定

紹介と批評

6 決定の一般性

7 構造と行動

第三部 権力と指導性

8 指導性の概念

9 多角的対立と指導者の反応

10 要約

第一部では、権力関係が社会的因果関係の一形態であり、多元的権力構造とは複合的権力構造であることが主張される。著者は言う、権力という語は様々に使用されているけれども、権力関係が因果関係の一種であるとの合意が経験的政治理論家の間にある。ただ権力関係はその原因も結果も人間であり、それは社会的因果関係と呼ばれる。換言すれば、権力は自己の意欲を自由に実現する状態とは考えられない。かかる定義では、自然に対する作用も権力に含めてしまふからである。さらに、権力(Power)と勢力(Influence)が区別される。もし権力がすべての社会的因果関係を含むように定義されると、権力概念は経験的政治理論の構築にとつて限定された効用しか持たない。なぜなら、権力がすべての社会的因果関係だとすれば、権力は全社会科学に関係しなければならないからである。それゆえ、権力を厳密に定義する必要が生ずる。そこで、勢力は社会的因果関係という「根本概念」を意味し、権力は意図された勢力(意図された社会的因果関係)を意味するものとされる。

続いて著者はある体系が複雑であるか単純であるかを決定する基準を設定する。体系の複雑性は次によつて直接変化する。(1)体系構

成要素の數とその多様性。(2)構成要素間の相互依存関係の程度と範圍。(3)構成要素および構成要素間関係の時間的可変性。もちろん体系の單純性はこれらと逆比例する。この基準に照らすと、多元的政治体系は複合因果関係を持つ複合政治体系である。多元論者の発見は次のように整理できる。(1)多元的政治体系は多数のしかも多様な成員を有している。(2)多元的政治体系内の多数の構成要素が権力を行使し、従つて他の構成要素に諸変化を引き起している。構成要素間には高度の相互依存関係が存在している。(3)体系の構成要素およびそれらの間の関係には時間の経過に伴う可変性がある。

所謂多元的勢力構造を主張する研究者の成果がこのように位置づけられたあと、その評価が述べられている。著者によれば、米國政治研究における多元主義者の業績を先驗的に評価する基準はなく、それはエリート論者の権力構造論に対する対抗者としての地位を占めているのだとしか言えないが、多元論はこの点でかなりの有用性を持つている。だが多元的権力論は、エリテイスト・モデルの不十分性を誇示することに関心を置きすぎた結果、個別的・前理論的記述に安易に墮落してしまつた。かかる評価にも拘わらず、著者は多元的権力論の側に立つ。この泥沼から脱出し、多元的権力論を精緻化して権力構造の細分化を望む際の手助けになりそうな理論として彼は次を考へている。(1)社会学理論の分類的、一般的範疇は政治学者が当初に考へていた以上に権力構造の分析に多くを与えようである。(2)「何に對する権力か」という問は価値の相対性に係わつており、これは政治哲學者と社会科学方法論者の関心を引いてい

る。(3)行政機構や複合組織の研究における政策と行政または重大決定と項未決定の區別は、社会・政治的因果關係つまり権力の重要・非重要な區別を伴つている。(4)同一刺激に對する様々な体系の反応を比較することは、権力と交渉(多元主義者が権力構造の活動のある時間の中で記す術語)の諸体系を區別するのに有用である。これには、一般的社会過程の理論(例、工業化)、社会心理学理論、心理学理論を利用する。以上を要約し、民主主義論争との関連において著者は次のように述べている。民主主義——服従者による指導者の高度な統制と規定される——が存在していると言ひ切る前に、研究者は「何に對する権力」を服従者が統制しているかについて答へておかなければならないのである。

第二部では権力構造への接近方法が論ぜられる。まず最初にパワー・エリート、多元主義、絶対平等というこれまでの分け方のほかに、多元主義の擬似形態が示される。たとえばソビエトの産業経営組織に多元論者が採用する従来の方法で接近すれば、それは分権的、断片的因果關係などの多元的特徴を顯著に示す。しかしながら、そこでは、所与の共同目標によつて設けられた制限のなかで成員間のやり取りが増大しているにすぎず、これは多元主義とは異なるものである。また、米國森林局の調査研究は、大變に分権的であることを示す公的組織のイメージが誇張であることを教へている。確かに森林局は組織形態のうえで分権化した権力關係の体系に見えるのであるが、そこに働く者の行動内容をみると、彼らの自發性が可能となる論点の範圍は職業—イデオロギイの合意によつて狭め

られてしまつてゐることがわかる。著者はこれら二つの事例を擬似多元主義 (spurious pluralism) と呼んでゐる。

以上から次に述べる問題点が生じてくる。これは先述した⁴何に對する権力かという視点と密接に関連してゐる。まず第一の問題点は、重大な決定 (critical decision) と項末な決定 (routine decision) を分ける基準である。権力構造を解明する研究者が選び出したのは重大論点なのであるか、それとも項末論点なのであるか——これは研究成果に大きく影響する。この問題提起をしながらも、両者を區別する明確な基準を著者は示していない。ただ、重大決定と項末決定の區別は一般性—特殊性のゲームの木モデルで良く理解され、そしてこの一般性—特殊性そのものは数学的集合論の上位集合—下位集合の関係として整理することができる。ただ彼は述べてゐる。

第二の問題点は、未だ潜在的に政治的ではない特定の論点が現実に政治の舞台に登場してくるのを制限してゐる価値である。ここでの価値とは活動範囲に関する一般の命令とされている。この価値は第一の問題点とも関連しており、窮極的な重大決定と関係づけることが可能である。それゆゑに、この価値をすなわちある社会で登場が許される論点の範囲を、変更しようとする決定 (境界決定と呼ばれてゐる) も重大性の程度のごく高い決定ということになる。ある社会で論ずることの許されてゐる政治的論点の範囲を吟味することは、勢力構造の解明にとつて重要であることはまちがいない。ところが行動論者、そしてこのなかに含められる多元主義的権力論者はこの点の吟味をこれまで無視してしまつてゐる。なるほど多元主義

的権力論は目にみえる政策決定行動を背後で規定する一般の命令を掘り起こす作業はしてこなかつた。著者はこの点を反省し、社会構造が内在してゐる価値への注目——これは政治文化の研究へと進展してゆくであろう——が、権力と民主主義について論ずる場合には時として必要であることを強調するのである。と同時に、構造的接近と呼ばれるこのような研究法がすこぶる困難であることも指摘してゐる。

第三部では、権力と重大決定という二つの概念を結びつけたものとしての指導性の概念が検討される。まず指導者は格別の勢力もしくは権力を有する者と定義される。かような勢力として規定される指導性の研究にとつての重要な考察は次である。(1) 一般的な社会的諸力という立場から個人の行為に課されてゐる制限を確定する。(2) 特定指導者の存在を考え去り、その指導者が生存しなかつたら、何が起きたであろうかを考える。(3) その指導者が人々の間に及ぼした勢力 (因果関係) の程度と意味を理解するために、考えられうる⁵あつたにちがいないことと現実とを比較する。(4) かかる判断—確率論的推測は過去の事柄に限定される必要はなく、将来の可能性に對しても適用される。換言すれば、これらの間に十分に答えようとするには、指導性の分析は構造的接近と行動論的接近とを併用しなければならぬのである。

以上からも分るように、指導性の研究では指導者・服従者・集団状況の三要素全部が考えられなければならない。たとえば、指導性に関するカリスマーパラダイム・モデルではこれら三要素は次のとう

りである。研究者はまず社会的・政治的に高度の対立があり、基本的価値について混乱がある状況を見出し、次いで指導者が自己の不安定な立脚基盤をいづれかの方向に解決する——これは新しい社会のアイデンティティにとつての重大な決定と価値とを提供することになる——ありさまを見る。研究者はまた、なぜある特定の指導者のパラダイムが服従者に訴えるのかを問う。われわれはこのモデルのうちに、勢力として規定される指導性が重大決定と結合する様子をもみてとることができ。しかし、と著者は言う。危機状況におけるカリスマーパラダイム・モデルは現代の指導者の行動を説明するには不完全である。同質社会における指導者の研究には多元主義者の分析、権力理論が大きな適用可能性を有しているのであると、最後に著者は次を述べている。社会と政治についての基本的合意によつて限定された多面的な対立という状況のなかで、指導者はその対立をどのように処理しているのか——この問に対して役立つのは、カー・マンハイムが政治的及び知的革新と指導者の関係について多角的・総合的に視点を設定したやり方であり、ロバート・マートンなどが発展させた役割対立に關しての理論である。

3

本書は多元主義的権力論の反省とその発展をめざして一石を投じた論稿であると性格づけることができる。この性格から、本書を批評するには、著者が何を鮮明にし、その限界はいづれにあるかを問題とせざるを得ない。著者が目標とするのは、権力構造解明に際し

ての権力概念の明確化である。著者は言う。ある社会の権力構造が多元的、従つて民主主義的であるか否かを判断する場合には、多数の人々が相互に権力を行使していることを示すだけでは不十分である。形式的にみていくら服従者による統制がなされ多元的に見えても、統制が一定の枠に押し込められていたり、あるいはどうしても良い事柄に対してのみ統制が可能である状態では、多元的・民主的との断定することはできない。それは擬似多元主義である。この著者の考えは、評判法からも批判されていた多元主義権力論の理論的弱点を補なうすぐれた着想であり、高く評価することができる。この指摘は、様々の権力を平面的に論ずることの危険性を、特に民主主義論争との関係では危険性の高いことをわれわれに痛感させる。この意味で、著者の主張にわれわれは耳を傾けざるを得ないであろう。

だが、著者の指摘の中にすでに新たな問題点が生まれている。この点を少しみてゆこう。何に對する権力であるか「に目を養らし、それが重大な決定であるか瑣末な決定であるかを考えよ、と言ふ。そして著者は、重大―瑣末を一般―特殊のうえに変換して議論を終えている。言うまでもなく、何が重大であり、何が瑣末であるかについて科学的に言及しようとするれば、研究者にできることは、著者のしたように、一般―特殊などという形式的分類軸で言い換えてゆくことだけであらう。重大―瑣末の普遍的基準など考える必要はない。研究者のなすべきことは、対象とする社会において、何が重大であると考えられ、何が瑣末と思われているかを明らかにすることだけである。その社会の価値体系が研究者にひとつの基準を提

供してくれる。研究者はそれに従つて判断すれば良い、ということなのであらう。

しかし、これで問題は解決したと言えるのであらうか。かえつて、より大きな課題を手許に引き寄せてしまつたようにみえる。なぜならば、たとえ特定社会における場合にせよ、重大—瑣末の内容を規定する一般的命令を解明する作業において、研究者がその主観的評価を完全に排除して考究することは不可能に近いからである。むしろ、研究者の主観が積極的働きをしている場合がほとんどであらう。ここまで考えれば、問題が振り出しに戻ることは容易に理解されよう。著者の『何に対する権力か』に注目すべしという主張は、多元主義的権力論の欠陥に最終的解決策を与えたのではなく、解決への長い道のりの第一歩を踏みだしたにすぎないのである。その訳は、『何に対する権力か』をどのようにして明らかにするのか、すなわち重大—瑣末の基準をどのように設定するのかについて、研究者の内面に科学性と現実性を対置し、両者の相互誘引と相克を、著者が論究していないからである。この議論があまりにも困難であることは十分承知はしていても、著者の関心からして手がかりだけでも記して欲しいと思うのである。

結局の所、著者の方針に従えば、研究者は明示であれ暗示であれ重大—瑣末についての基準を樹立しておかなければならないことになる。一般に、現実深く関与し、かつ科学的追及をなそうとする研究者の前に出現するのは二者択一の道でしかない。一方の道は厳密に科学的水準のうえで答えることである。これは形式的には非常

に洗練された解答を与える。だが現実社会（の権力構造）を判断する際には限られた有効性しか持たない。他方の道は、研究者が生活内容にまでのめりこんで解答を引き出すやり方である。これは現実社会を判断する際には切れ味良い解答を与える。だが、この解答で磨かれたナイフの切り取る断面が正確であるかどうかは疑問であり、科学的説得力をいちじるしく欠いている。結果的に、本書はこの二つの立場を研究者がどのように捉えるべきであるのかを問題提起している。いずれかの立場に走るよりは、科学的であり現実社会への適用力を有する方法を望まぬ研究者はおるまい。だが、研究者が二者択一のいずれかに踏みこまざるを得ない現状の中で、研究者はどのように自己をみつめたら良いのであらうか。これこそは、現代政治学が突破口を見出せぬままに跪いている苦悩でもある。科学性と現実性の双方を調整あるいは統合しうるのはまだ遠い先のことのようにみえる。それだけに権力理論の苦悩も深いのである。

以上のほかにも、指導性の議論においてそれまでの権力についての説明と十分にかみあつていない点、さらに、細部では諸々にわたつて物足りなさを感ぜさせる点がある。しかし、本書の議論は前述のごとくすぐれたものであり、その提起する問題は示唆的である。権力に関心をお持ちの方に一読をおすすめて、本文の筆を置くことにしたい。

須野 寿亮